

大阪市条例第42号

大阪市下水道条例の一部を改正する条例

大阪市下水道条例（昭和35年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 [1 ・ 2 略] （<u>令和 7 年10月</u>から同年12月までの各月分の使用料の徴収の特例） 3 上水又は工業用水について<u>令和 7 年10月 1 日</u>から同年12月31日までの間に行われた点検又は認定に基づく使用水量に係る汚水の排出量並びに井河水その他上水及び工業用水以外の水について同年10月から同年12月までの各月分として市長が認定した汚水の排出量に基づき算定する公共下水道の使用に係る使用料については、第11条第 1 項及び第11条の 2 の規定にかかわらず、別表第 1 の基本額に係る使用料は徴収しない。	附 則 [1 ・ 2 同左] （<u>令和 5 年10月</u>から同年12月までの各月分の使用料の徴収の特例） 3 上水又は工業用水について<u>令和 5 年10月 1 日</u>から同年12月31日までの間に行われた点検又は認定に基づく使用水量に係る汚水の排出量並びに井河水その他上水及び工業用水以外の水について同年10月から同年12月までの各月分として市長が認定した汚水の排出量に基づき算定する公共下水道の使用に係る使用料については、第11条第 1 項及び第11条の 2 の規定にかかわらず、別表第 1 の基本額に係る使用料は徴収しない。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。